

観光振興に関する要望

平成 2 8 年 9 月

一般社団法人 九州経済連合会



会 長 麻 生 泰

観光委員長 石 原 進

観光振興に関する要望

平成28年9月
一般社団法人九州経済連合会

政府においては、これまで戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大などの大胆な改革により、2015年の訪日外国人旅行者数は、約2000万人となり、2020年に掲げていた目標を達成いたしました。そして本年「明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー」を発表し、2020年の新たな目標として、訪日外国人旅行者数4000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円を掲げ、観光先進国に向けて積極的な取り組みが進められております。

九州においては、4月の熊本地震により被災した熊本県、大分県での道路・鉄道の寸断や九州全体の風評被害による宿泊キャンセルが相次ぐ等、観光産業へ大きな影響が出ました。しかしながら、「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」や「九州地方の魅力発信による消費拡大事業」などの政府の迅速且つ多大なるご支援をいただき、早期復興に向け、九州一体となって観光産業の推進に取り組んでおります。

九経連は、「九州から日本を動かす」という大きなミッションを掲げ、「観光産業を九州の基幹産業にする」ことを目指し、2023年九州への訪日外国人旅行者数440万人達成に向け、官民で組織する「九州観光推進機構」と連携し九州一体となった海外への九州ブランドイメージの訴求や観光インフラ整備、来訪促進、消費促進のためのプロモーションを積極的に展開しています。そして2015年の九州への訪日外国人旅行者数は、283万人（前年比169%）を達成い

たしました。しかしながら、震災からの創造的復興を遂げ九州の観光産業が発展していくためには、宿泊、運輸、物販などの観光産業に携わる各業界の課題を解決する必要があります。

今回、観光振興に関する要望書の作成に際して、宿泊、運輸、観光施設、物販の各事業者からのヒアリングや検討会等を行い議論を重ねてまいりました。

つきましては、九州の観光産業の発展に向け、各業界の課題解決を図るため、下記事項について特段の配慮を賜りますよう強く要望致します。

記

<熊本地震からの早期復興>

1. 九州の観光復興に向けた MICE 誘致支援

4月に発生した熊本地震により、被災地である熊本、大分のみならず九州全体で宿泊等のキャンセルが発生し、風評被害による九州への旅行が敬遠される等、九州の観光産業への打撃が大きく改善のためのきっかけが必要である。

- ・国が主催する、または働きかけが可能なスポーツ大会・学会など国内外の MICE の九州での優先的な開催を求める。
- ・また、統合型リゾート (IR) 創設に向けた法案制定などの環境整備を行うこと。

2. 宿泊施設の耐震改修に関わる支援の充実

2013年に改正された耐震改修促進法では、耐震診断の実施と報告が義務化され、その結果が公表されることとなった。耐震不足と診断された宿泊事業者にとって、宿泊施設の耐震改修工事は、大規模な設備投資が必要であり事業継続にも影響を及ぼす。特に九州地方においては熊本地震による観光客離れを早期に回復するためにも耐震改修補助について早急な対応を要望する。

- ① 九州における現状の耐震改修補助率は、国：33.3%、県：5.75%、市町村：5.75%の合計44.8%であるが、「緊急避難所」に指定された場合、合計補助率が3分の2以上となる。今回の熊本地震からの早期回復に向け、耐震改修工事を必要とする全ての宿泊施設に対しても国及び県市町村の合計補助率を3分の2以上に拡充すること。
- ② 耐震改修工事に必要な自己資金については、日本政策金融公庫を軸に民間金融機関からの資金貸付などの助成制度の充実を図ること。
- ③ 耐震改修に伴う休館時の人件費や固定費の補助として「雇用調整助成金」等の特別措置を講じること。

3. 九州7県数次ビザの創設

- ・4月に発生した熊本地震からの早期復興に向け、九州にとって大きな市場である中国からの個人観光で、訪日の際に九州7県のいずれかの県に1泊以上する方に対して数次ビザの発給を行うこと。

<人材・制度>

4. 観光産業に携わる人材の確保・育成

2015年に約2000万人の外国人旅行者が日本を訪れ、インバウンド需要が益々高まる中で、観光産業、特に宿泊業や商業施設における外国語対応などを含めたグローバル人材の確保・育成は喫緊の課題であり、その解決に向けて以下の取組みを要望する。

(1) 外国人労働者の受け入れ促進に向けた就労要件の緩和

現在の就労ビザにおける在留資格は、技術、教授、医療、人文知識・国際業務など16資格となっている。観光業において、「人文知識・国際業務」の在留資格許可を得てフロント業務や通訳などで採用された外国人スタッフは、レストランや宴会場での接客業務、客室業務、ベルボーイなどの現場業務は出来ないなど、その就労範囲が限定的であるために雇用し難い状況が生まれている。

- ・観光産業における人材確保が訪日外国人旅行者の満足度向上及び日本人スタッフのグローバル対応力向上にもつながるため、観光関連の在留資格の創設と就労要件の緩和による業務範囲の拡大を図ること。

(2) ワーキングホリデー制度の対象国の拡大

ワーキングホリデーは、二国・地域間の青少年の交流を促進し、文化・生活様式などの相互理解を深める機会の拡大を目的にオーストラリア、ニュージーランド、韓国など2016年7月現在16か国・地域と協定が結ばれている。ワーキングホリデービザを取得する日本人は、年間約2万人いる一方、日本へのワーキングホリデービザを取得する対象国・地域の青少年は、年間約1万人となっており、ともに横ばいで推移している。今後、より多くの外国人青年に日本への関心や理解を深めてもらい観光産業に携わる人材の確保につなげることが重要である。

- ・については、中国、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシアなどアジアを中心とした対象国の拡大を図ること。

(3) 人材教育の充実

九州の観光産業が地域間競争を勝ち抜き、基幹産業へ成長するためには観光人材の育成が重要であり、次世代を担う若者達が観光を体系的に学ぶことができる場の創出が必要である。現状、九州・沖縄地域における観光関連の学部・学科設置大学は、89校中21校であり、国立大学では宮崎大学、琉球大学の2校のみとなっている。

- ・については、国立大学をはじめとした大学教育にMICE等も含む総合的な観光関連学部、学科の設置を図ること。

5. 宿泊業における税負担の軽減

宿泊業は、開業時に多額の設備投資費用がかかり、それに伴う固定資産税の額も大きく、また、開業後も人的合理化ができにくい労働集約型産業であるため人件費の負担も大きいなど、構造的に財務上脆弱な産業である。税負担の軽減により、財務面の強化と従業員の人材育成を含めた待遇改善に繋げるため以下の取組みを要望する。

(1) 新規設備投資促進のための固定資産税の軽減

- ・「一定の機械及び装置」の取得における固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、土地を除く固定資産全般に適用すること。
- ・税の軽減に伴う市町村税の不足分については交付金などの措置を講ずること。

(2) 固定資産（土地を除く）償却方法見直しによる税負担の軽減

平成28年度の税制改正により、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の固定資産の償却方法について、定率法が廃止となり定額法のみが認められたため、設備投資当初の法人税等の負担が大きくなった。

- ・については、償却方法の選択を定率法または定額法の任意とすること。
- ・建物についても償却方法の選択を任意とすること。

6. 免税対象物品区分の見直しの検討

現在の免税制度では、「1日の販売価格（税抜）の合計額が一般物品5,000円以上、消耗品5,000円以上」となっているが、一般物品・消耗品の区分が曖昧であり、買い物に際して施設側は、一般物品と消耗品各々の処理をする必要があるため、相当な処理時間を要し機会損失が生じている。

- ・外国人観光客、商業施設側の利便性・効率性の向上から免税対象物品区分の撤廃を検討すること。
- ・また、「1日」ではなく「1商業施設1回」などの明確な基準への見直しを検討すること。

7. リスクマネジメントの強化支援

- ・訪日外国人の安心・安全な観光に向け、宿泊施設や商業施設などにおける災害事故、疾病時などの場合の安全誘導や適切な案内が出来る様、多言語対応の相談窓口の設置を図ること。

8. 法令順守の徹底

(1) 公正な競争環境の整備

- ・現在の貸切バスの運賃制度は、時間制運賃とキロ制運賃の合算になっているが、未だに運賃計算規定を下回る運賃を提示するバス会社があり、公正な競争が阻害されているため、順守徹底に向けた指導強化を図ること。

(2) 観光事業の健全化促進

- ・白バス、白タク、無資格ガイド、免税制度の不正利用など、健全で安全な観光事業の普及・発展を阻害する事項について取締りの強化など改善に向けた継続的な指導の徹底を図ること。

9. 観光産業振興のための資本不足の解消

(1) 旅館業における生産性向上の推進

- ・日本独自の文化である旅館業の生産性向上に向け、国内外からの投資を呼び込み自己資本力を改善するために、意欲のある旅館事業者への「所有と経営の分離」の仕組みの理解促進など取組支援を図ること。

(2) 新たな在留ビザの創設

観光産業の資本不足解消に向け、外国資本の導入を図ることが重要である。外国人投資家へのインセンティブの例では、オーストラリアやシンガポール、フィリピンなどのように、高額の投資を条件に長期ビザを発行している。

- ・については、宿泊施設や観光施設などの観光産業への高額投資を行う外国人とその家族に対して、長期在留を認め、交流人口・定住人口の拡大にも繋がる新たな在留ビザの創設を行うこと。

＜インフラ・データ整備＞

10. 九州への来訪促進におけるデータの整備

九州への直接入国外国人数は、2014年の167万人から2015年283万人と対前年比169%の伸びを示している。この直接入国以外に成田、羽田、関空などの主要空港を経由して九州へ来ており、その空港別、国別の数値が把握できることにより、ターゲット国別のプロモーションなどのマーケティングが可能となる為、以下のデータ整備を要望する。

- ・成田、羽田、関空などの主要空港を経由し九州内の各空港へ入っている外国人旅行者数のデータ。
- ・入国滞在後、航空機で九州へ移動する外国人旅行者数のデータ。
- ・入国後、新幹線で九州へ移動する外国人旅行者数のデータ。

11. 離島への外国人観光客誘致のインフラ整備

九州には110島の有人離島があり、全国の3分の1以上を占める。その九州の魅力の一つである離島への訪日外国人旅行者の誘致、拡大に向けたインフラなどの整備を要望する。

- ・東京、大阪、福岡と離島を結ぶ航空アクセスの改善とコストの低廉化。
- ・港湾の旅客施設内のWi-Fi環境の整備と多言語化促進。
- ・離島航路のWi-Fi環境の整備促進。

12. 無料公衆無線LANの全国認証一元化の整備促進と

ビッグデータの活用

- ・訪日外国人のストレスフリーな観光周遊の実現と利便性向上を図るため、エリアを越えた全国統一の認証一元化へ向けた環境整備促進とアクセスポイントの拡充。
- ・更なる訪日外国人の増加に向け、国全体として、無線通信やアプリから得られるビッグデータのマーケティング分析などへの活用を図ること。

以上